

保存樹の指定について

秋田市都市環境の創造および保全に関する基本条例（平成14年秋田市条例第25号）第9条第2項第2号および秋田市都市緑化の推進に関する条例（平成14年秋田市条例第27号）第9条第2項の規定に基づき、意見を求めます。

記

指 定 番 号      (予定番号) 第243号

指 定 別      単 独      樹      種      ケヤキ（ニレ科）

本      数      1 本      目 通 り 周   3.9 m      樹 高   28 m

樹      齡      380年（推定）

所 在 地      秋田市寺内字神屋敷地内

由      緒

本樹の在るここ一体は、根笹山（ねざさやま）古墳と言われていますが詳細は不明で古墳擬定地とされている。ここには石龍神社と呼ばれる神社があり、本樹は祠を護るご神木の如き風情を醸し、その枝葉の広がりには30mにも及ぶ樹木である。

案内によると「那珂惣達が六郡の水難を治めた功績があったが、上洛の途中瀬田の龍神に本国の水難除けを折ること四回に及んだ。享保6年（1731）湯沢で石龍を得、官に請うてこの地に祀ったのが始まりといわれている祠は古墳の石棺を利用したものとの説がある。」との記述があり、本樹は既に大樹に近く、台風等の風除けとしてあったものといわれている。

保存樹の指定の解除について

秋田市都市環境の創造および保全に関する基本条例（平成14年秋田市条例第25号）第9条第2項第2号および秋田市都市緑化の推進に関する条例（平成14年秋田市条例第27号）第9条第4項において準用する同条第2項の規定に基づき、意見を求めます。

記

- |        |            |
|--------|------------|
| 1 指定番号 | 第122号      |
| 指定年月日  | 昭和51年2月18日 |
| 指定別    | 単独         |
| 樹種     | イチイ（イチイ科）  |
| 本数     | 1本         |
| 所在地    | 秋田市山王四丁目地内 |
| 解除理由   | 枯死         |

2 指 定 番 号 第 2 0 6 号

指 定 年 月 日 昭 和 5 6 年 2 月 2 4 日

指 定 別 単 独

樹 種 ゴ ヨ ウ マ ツ ( マ ツ 科 )

本 数 1 本

所 在 地 秋 田 市 金 足 片 田 字 待 入 地 内

解 除 理 由 枯 死 ( 松 くい 虫 被 害 に よ る )

3 指 定 番 号 第 1 3 7 号

指 定 年 月 日 昭 和 5 2 年 3 月 3 0 日

指 定 別 単 独

樹 種 糸 ヒ バ ( ヒ ノ キ 科 )

本 数 1 本

所 在 地 秋 田 市 広 面 字 赤 沼 地 内

解 除 理 由 相 続 に 伴 い 土 地 の 売 却 を す る も の で あ る が 、 買 い 受 け 人 が 更 地 で の 引 き 渡 し を 求 め て い る た め 。